

## 令和4年度第4回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(1) 令和5年度市民活動げんき基金補助事業の募集要項(案)について(審議事項)
日時	令和4年10月3日(月) 14時00分から16時
場所	市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	雫石剛 船山福憲 菅野敦 事務局4名(市民自治推進課) 三浦課長、小西課長補佐、服部主任、柿澤主任 (WEB会議により出席) 大畑朋子 坂田美保子 市川歩 加賀妻英樹 原田晃樹 山田修嗣
欠席者	町田有紀 海野誠
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者数	0名

○事務局

皆さま、こんにちは。本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。  
定刻となりましたので、市民活動推進委員会を始めたいと思います。本日もハイブリット形式の会議ということで、オンラインでご参加の方と、こちらの会場からご参加いただいている方がいらっしゃいます。

まず、会場にいらっしゃる皆さまに御案内がございます。現在茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、審議会の開催にあたっては消毒液の設置や換気等に取り組んでおります。本日会場にいらっしゃる皆さまにおかれましても、咳エチケット等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、万が一、本委員会内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、皆さまのご連絡先等の情報を保健所に提供させていただくことがございますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。茅ヶ崎市といたしましても、コロナの状況は少し落ち着いて参りまして、10月2日現在の感染者は33名ということで、週末は市内で様々なイベントが開催されるような状況になってまいりました。しかしながら、依然として注意が必要な状況ですので、引き続きご対応のほどよろしく願いいたします。

本日のご欠席ですけれども、町田委員から事前にご連絡をいただいております。茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則第5条第2項で規定する委員会開催のための定足数は満たしていることとなりますのでご報告申し上げます。

次に、本日使用する資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に皆さまに送付しているもので、資料1といたしまして、令和5年度実施市民活動げんき基金補助事業募集要項（案）となります。

お手元にごございますでしょうか。

それでは、委員長に開会の宣言をお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員長

よろしく願いいたします。

これより第4回市民活動推進委員会を開催いたします。

まず、委員の皆さまの出席確認のため、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、お返事いただきますよう、よろしくお願い致します。

○大畑委員

はい。よろしく願いいたします。

○坂田委員

はい。よろしく願いいたします。

○市川委員

はい。よろしく願いいたします。

○菅野委員

はい。よろしく願いいたします。

○加賀妻委員

はい。よろしく願いいたします。

○船山委員

はい。よろしくお願いいたします。

○零石委員

はい。よろしくお願いいたします。

○原田委員

はい。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

ありがとうございます。それでは、本日の議題ですが、次第にありますとおり、(1)令和5年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項(案)について(審議事項)となります。それでは事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より議題(1)令和5年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項(案)について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、第3回市民活動推進委員会で審議いただいた修正点や、ちがさき市民活動サポートセンターさまからのご提案などを募集要項に盛り込んだものとなります。

変更内容につきまして、募集開始期間や公開ヒアリング・プレゼンテーション等の実施スケジュールに大きな変更はございませんが、補助の上限金額等に変更がございますので、改めて本日ご確認いただき、ご意見をいただければと思います。皆さまからいただいたご意見を踏まえて、募集要項を確定させていただければと考えております。

なお、前回の委員会では、本日と次回の委員会で募集要項を確定したいと事務局よりお伝えしておりましたが、本日の委員会で概ねのご了解をいただければ、本日の委員会で募集要項を確定したいと考えております。もちろん、この場で調整がつかない細かい文言や表現の修正等がある場合につきましては、後日事務局案を作成し、郵送やメールでやりとりをさせていただいて最終的な決定につきましては、山田委員長に一任させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料(1)令和5年度実施市民活動げんき基金補助事業募集要項(案)について、資料をご用意ください。

まず1ページになります。はじめの部分ですが、ここでは市民活動げんき基金補助制度の主旨をご説明しております。これまでも市民の皆さまの自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する制度と説明しておりましたが、改めて市民活動げんき基金補助事業の趣旨を整理し、財政的な支援だけでなく、ちがさき市民活動サポートセンターと一緒に相談業務や情報提供を行っていくという文言に変更しております。

また、先駆性、専門性など市民活動の持つ特性を生かしの文章について、先駆性を公益性に変更しております。理由としては、先駆的な事業でなくても市内の課題解決に資するものは補助すべきであると考えためです。今回の募集要項から変更しています。団体の皆さまにも、制度の趣旨を十分にご理解いただけるよう、説明をさせていただきます。

続きまして、2ページになります。こちらは一番下の部分に「補助を受けた翌年度はフォローアップの期間となる」旨の記載を追加しました。

次は4ページになります。補助の種類と対象事業についてですが、「ステップアップ支援」について、従来、補助上限額を他の補助金等を控除した対象事業費の80%または60万円のいずれか低い金額としていたところ、対象事業費の60%~80%または50万円のいずれか低い金額に変更しました。補助を受ける回数が増えるにつれて、補助率が減るといった変更になり、1回目の補助率については今までと同様80%ですが、2回目の補助率は70%、3回目の補助率は60%となります。この下の部分はこれに併せて、補助金交付額の例を修正しています。

また、令和5年度の補助を受けた場合、翌年度連続して申請ができないという文言を追加しております。こちらについては、ステップアップ支援を受けた翌年度だけでなく、スタート支援を受けた翌年度も適用されます。

続きまして、5ページです。「茅ヶ崎市子ども未来応援基金や他の補助制度の対象となり得る事業については、対象外となる場合があります」という文言を追加しています。市民活動げんき基金補助制度の予算が限られていることや、子ども食堂などの子育て支援に関連する事業への補助について整理が必要なことから、追記いたしました。なお、補助事業の申請を受ける際に、市民自治推進課で申請書類を確認いたしますので、このような他の補助金の制度の対象になるかどうかといったところも少し確認させていただきながら、申請書を受理いたします。

続きまして6ページになります。補助対象となる事業期間について、支出期間が年度を越える賃借料や光熱水費の取り扱いについて追記させていただきました。例年、年度を越えて発生する費用に関する問い合わせが多く、支出期間が年度を超えてしまうと補助ができないので、注意書きということで追加させていただきました。

続いて12ページになります。こちらは、公開ヒアリング・プレゼンテーションに関するページとなっております。ちがさき市民活動サポートセンターさまからのご提案で、限られた時間で効果的にプレゼンテーションができるよう追加させていただきました。特にスタート支援を申請される団体さまは、プレゼンテーションやヒアリングを経験されたことが少ないだろうということで、限られた時間内で事業内容や団体の思いを効果的に伝えるために、団体の概要や設立目的、事業を始めた背景を踏まえた見込める効果といった部分まで、比重を考慮して発表していただければと思います。

委員の皆さまにおかれましても、団体がまとめた内容をプレゼンしてくれれば、評価がしやすくなるといった利点も見込めると思います。

次が14ページになります。前回の委員会でも議論いただいた、選考の点数や評価の視点を変更いたしました。変更点について改めてご説明すると、スタート支援については、全体を20点満点といたしまして、それぞれの項目の配点を変更しております。これまで各項目10点満点で配点していましたが、10段階での評価だと判断基準の設定が難しいため5段階評価にしています。公益性については、市の補助金を受けるという観点から比重を重くし、集計時に点数を2倍にして審査をします。また、市民や地域のニーズに適した事業であることが評価の基準になるという文言に変更しています。

続きましてステップアップ支援です。こちらについても、合計の点数を30点としており、それぞれの項目の配点を5段階評価に変更しております。スタート支援同様、公益性は重要なので、集計時に2倍にし、説明文も変更しています。それから、これまで設定していた地域性、先駆性、継続性について、地域性は、市民・地域ニーズの視点として、益性に統合し、先駆性は、事業実現に向けた創意工夫の視点と捉えて、業実現性に統合し、継続性は、補助率の段階的な引き下げにより、己資金の確保の考え方を示してもらうことで、事業実現性と自立性の項目で評価することを提案いたします。

最後に採点基準について、満点の60%を採択の目安に変更したことに加えて、公益性が60%を下回っている場合は不採択となる文言を追加させていただきました。

次は20ページに移ります。ここから申請書類の記載例になります。まず、今回から申請書類の枚数を設定しています。市民活動団体概要書をA4サイズ・1ページに、事業計画書をA4サイズ・3ページにまとめるよう、注意書きを記載例の右上に記載しています。

それぞれの内容に移りますと、22ページの事業計画書には、先ほどご説明した14ページの選考の視点と配点を踏まえ、どういった部分に比重を置いて記載して欲しいのか文言を追加しています。

実施する事業は、団体ならではの工夫やアイデアを教えて欲しいといった点と、補助回数が2回目以降の団体さまについては、1回目の補助を受けて実施した事業の反省点や改善点を踏まえて事業計画を記入してもらうような形に変更しています。

事業の背景については、配点の多くを占める公益性と事業のつながりや市民ニーズについて記入するよう変更しています。

23 ページの今後の展望は、今回新たに設けた項目になります。、団体さまが、どの程度将来に向けた計画や展望を描いているのか聞いております。記載が難しいところではありますが、団体を継続的なものとしていただくために、将来的な実施体制や資金面を意識していただくことは必要であるため記載項目を設けました。それから事業計画書と収支予算書について、団体さまが記入しやすいように 14 ページの「選考の視点と配点について」の選考の視点の項目を吹き出しで記載しています。以上が主な変更点となります。なお、19 ページの「市民活動げんき基金への寄附者名簿」については、9 月末までにいただいた寄附を追記して確定となります。また、27 ページの「市主催事業開催の際の新型コロナウイルス感染症対策実施チェックリスト」については、市の方で示されている感染防止対策実施チェックリストになりまして、最新版である令和 4 年 8 月 1 日版ということになります。今後、更新されたら最新版に差し替えて、募集要項の確定版としてお示しいたします。引き続き、市民活動げんき基金補助事業は、こちらに準じて感染症対策を講じながら実施いただく形となります。

事務局からは以上となりますので、文言の表現などで、お気づきの点がございましたらお伝えください。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○山田委員長

ありがとうございます。それでは、ご説明があった募集要項（案）について、まず 1 ページ目のはじめにの枠内についてです。こちらについて何か気になった点やご質問などありますでしょうか。

こちらは制度の概要となっております、その下の募集の概要につながっています。今回の変更点である、サポートセンターによる相談業務やコーディネーター等による支援、公益性の部分は下の募集の概要でも説明しています。こちらはよろしいでしょうか。

そうしましたら続いて 2 ページに移ります。こちらは、補助を受けた場合、翌年度にフォローアップ期間があるので、連続しての申請はできないということです。スタート支援、ステップアップ支援いずれも振り返りの期間が設定されています。こちらについて、質問はございますでしょうか。

スタート支援は 1 回、ステップアップ支援は 3 回申請ができるということで、それにフォローアップ期間が設定されますので、最大 8 年間、団体と市とサポートセンターで関係が生まれるということです。よろしいでしょうか。

次に 3 ページです。この部分は、制度の取り扱いについて将来的なことを考えますと、コロナ禍だけでなく、地震、台風などの自然災害等も想定した上でスケジュールが変更される場合もあるということで、範囲の拡大をしています。ご質問、ご意見、よろしいですか。

そうしましたら、次は一番大きな変更である、4 ページの記載内容に移ります。こちらは、段階的に補助率が引き下がっていくことや、補助を受けた後はフォローアップの期間が設けられるといった変更点について落とし込まれています。

こちらについては、ご意見、ご質問ありますでしょうか。坂田委員よろしくお願いいたします。

#### ○坂田委員

すみません、坂田です。よろしくお願いいたします。

先ほどの 2 ページのところにもありました、フォローアップの期間を含めると合計 8 年間の支援になることと連続して申請ができないということですが、これについては制度が大きく変更される予定になると思いますが、団体さんの立場から見ると、1 年間補助をもらって次の年を休んでまたその次の年に申請するととなると、各団体さんにとってハードルが高い気がします。

少し質問が戻ってしまいますが、補助率の引き下げについては良いと思いますが、この 1 年間必ずお休み期間が設けられるということについて、自分が申請する立場であったら少し不安ですが、

皆さまはどうお考えでしょうか。

○山田委員長

坂田委員、ありがとうございます。質問の一つ目としては、1年間のフォローアップの期間の長さやタイミングが本当に適切かどうか。二つ目としては、フォローアップの期間に団体はどれくらい成長すれば良いのかといったことだと思います。もう少しフォローアップの期間について、見える化されていたり、説明されていたりした方が、団体の不安は少なくなるといったことでしょうか。

他の委員の皆さまは、この点についていかがでしょうか。

○原田委員

制度の変更点については良く考えられていると思いますが、やはり1年間のフォローアップ期間を設定することについて不安があります。連続して申請できないとなると、継続して事業を行いたいといった団体がトライしにくくなってしまいます。そのため、その点をどうフォローしていくのか気になりました。

○山田委員長

ありがとうございます。他の委員の皆さまはご感想、ご意見ありますでしょうか。

○市川委員

市川です。坂田委員と原田委員と同じ趣旨になりますが、定期的に行うイベントを行う団体さまは毎年、事業内容をブラッシュアップしていくと思います。団体さまは、補助金がもらえない年もイベントを実施するとすると、事業の継続がかなり難しくなるのではないかと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。3名の委員さまからご意見がありました。フォローアップ期間の原案について、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。すでにご説明くださったこともありますが、改めてその部分について、ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

委員の皆さま、どうもありがとうございます。

団体さまの立場に立った場合、資金面での補助は重要であり大きな変更点となります。令和4年度に市民活動げんき基金の補助を受けた団体は、令和5年度も連続して補助を受けられる運用となりますが、令和6年度は補助を受けられないこととなります。非常に悩ましい部分ではありますが、今回の変更の経緯としては、事業の評価やフィードバックをもらう前に、新たに翌年度の補助金をもらうことが、

果たして本当に団体の成長につながるのかといった点が課題であり、資金面だけではなく、市民自治推進課やちがさき市民活動サポートセンターさまによるフォローアップを行うことで、課題の解決につながる考えたためです。

フォローアップということで、補助金に代わる利点を生み出すのは難しいと感じますが、実施事業の相談に乗ったり、情報提供を行ったりして、団体の成長につながる伴走支援をして行きたいと考えます。

○山田委員長

ありがとうございます。前回の委員会でお示しいただいた変更案について、委員会としても概ねの了解はしておりますが、やはり実施に募集要項（案）として形になると見えてくるものもあるか

と思います。フォローアップ期間そのものを無くすような話になってしまうと議論が逆転してしまいますので、そこまで話を戻すことは難しいですが、募集要項（案）を見て変更できる点については変更を加えるような形で柔軟に対応して行けたらと考えます。その点を踏まえて、委員の皆さまよりご意見、ご質問ありますでしょうか。

○原田委員

よろしいでしょうか。ご説明があった、企画書説明会や制度説明会などの制度そのものは良いと思います。事務局としては、お金だけじゃなくて、それ以外でも支援していく制度と捉えていらっしゃるの、そういった視点で団体を総合的に支援していくといったことを募集要項で示せば良いと感じました。

もう一つは、役所の制度的に難しいかもしれませんが、例えば、一定の金額までは最初の1年目、残りの金額は2年目といった形で、2年に分けて使う仕組みが可能であれば、いま議論されている部分のハードルはかなり低くなると思います。そういった運用は可能なのでしょうか。

○事務局

ある程度2年を想定するといったような運用は可能だとは思いますが、この市民活動げんき基金補助事業の仕組みとしてですね、単年度ごとの補助というような形で予算が動いておりますので、確実に2年目の補助ができるかというお約束できないという点があります。それと例えば、当初3年計画などで事業計画を出していただいて、それに基づいて審査するというのも可能かと思いますが、例えば1年目事業と2年目事業の優先順位とか、その辺りの選定方法など、そういった少し細かいところの制度設計は必要なのかなと思います。あとは、基金があるうちは、ある程度想定がやすく財源として充てやすいですが、現在700万円ほどの基金が無くなった時に一般財源から措置をするという形になったとき、将来的に補助ができるかはお約束が難しくなってくると思います。

○原田委員

フォローアップの趣旨は良くわかります。例えば、補助をもらう前にフォローアップをするとすると、団体としても準備ができて良いと思いますが、補助をもらった次の年に補助がもらえないとなると、団体としてはやりにくいのかなと感じます。

○山田委員長

ありがとうございます。この部分はもう少し意見交換が必要な部分だと思いますので、他の委員の皆さまから何かありますでしょうか。

○零石委員

前回の委員会から参加したばかりで、制度の変更点についてよく分からない部分がありますので、例えば、文書だけでなく図などで示していただけるとより分かりやすいかなと感じます。

○山田委員長

ありがとうございます。補助金額については団体の総事業費に応じて決まるので、全てのケースを詳細に明記することは難しいですが、補助金額の詳細については制度説明会などで説明しますといった文書を添えると団体としても分かりやすいかもしれませんね。そのような解決方法でよろしいでしょうか。また、制度の変更点については事務局から個別でご対応いただく形でよろしいでしょうか。

○零石委員

よろしく願いいたします。

○事務局

個別でご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○山田委員長

ありがとうございます。フォローアップ期間について、他にいかがでしょうか。

○菅野委員

連続で申請できないこととした経緯について確認してもよろしいでしょうか。事業を行う上で補助金はあった方がよいので、そもそも申請できない理由としては、予算の関係で補助することが難しいのか、前年度の指摘事項を踏まえた方が好ましいからかなど、お聞かせいただけますでしょうか。

○事務局

理由は、菅野委員がおっしゃった予算の部分と補助金の申請時期が12月なので、事業の実施報告会の前に翌年度事業の申込をしなければならず、実施した事業の反省や課題を踏まえた事業計画ができないということが挙げられます。そのような状況の中、フォローアップ期間を設けることで、例年5.6月に実施する実施報告会において委員の皆さまからいただいた意見を踏まえて、団体さまに事業の反省や改善を検討していただいてから申請していただくといった流れが必要と考えるため、フォローアップ期間を設けることになりました。

○山田委員長

ありがとうございます。7月25日に実施した第3回市民活動推進委員会でお話しさせていただきましたが、実績報告を行う前に翌年度の事業申請をしてしまうと、団体として前年度の反省を次年度に活かしく、委員会としても団体がどの程度成長しているのか分からないといったことが挙げられます。

それから2番目に、ステップアップ支援としては補助率が非常に高いといった中で、どの程度団体が資金の確保に取り組んでいるか見えにくいことが挙げられます。

3番目に、すでに資金面で自立している団体に対しても高い補助率で補助をしているといったことなどが変更に至った経緯として挙げられます。それに対する事務局の提案として、補助率や補助上限額の引き下げが提示され、委員会として大枠については合意しました。そして本日の委員会ですべて実際に募集要項案に落とし込んだものを確認していただいております。これから募集要項の確定に向けて、変更できる点については変更していくといった形で議論を進めていけたらと思います。フォローアップ期間の設定そのものについて、改めて議論を戻すとなると議論の順番が崩れてしまうと感じます。とは言え、募集要項として具体的に示された段階で見えてくることもありますので、変更できる部分については変更案を議論し、募集要項の確定に向けて進めて行くことが望ましいでしょうか。

○菅野委員

ありがとうございます。

○山田委員長

フォローアップ期間は非常に重要ですが、期間を1年空けることや申請ごとにフォローアップを挟まなければいけないのかなど、ここについてはもう少し工夫ができないかというところで、様々な意見をいただきました。委員の皆さまで、他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

○坂田委員



スタート支援として1年実施して、その後フォローアップを行い、次にステップアップ支援を申請するという事は、非常に良い取り組みだと思います。ステップアップ支援を最後まで申請すると合計で4回の市民活動げんき基金補助を受けることになると思いますが、団体の中には、ステップアップを2回実施したら、もう止めとこうといったこともあると思います。ですので、募集要項の書き方として、必ず3回補助申請するのではなくて、1、2回で辞めても良いといった説明を付け加えても親切だと感じます。最長8年間の事業計画を検討しなくて良いといった緩さのようなものを説明すると団体も申請しやすくなると感じました。

#### ○山田委員長

ありがとうございます。フォローアップの回数を見直すといったもので、例えば、スタート支援の翌年はフォローアップがあっても良くて、フォローアップ支援については1、2年目の連続性を持たせるために、1年目の翌年度も申請を認めるといった案でしょうか。連続性があれば、団体としても少し申請しやすい仕組みになるのでしょうか。

#### ○坂田委員

ありがとうございます。市民活動サポートセンターも様々なフォローをしてくださると思います。平塚市の事例にはなりますが、平塚市だと年度の途中で中間報告を設けておられて、必ず報告書の提出してもらいます。事業の進捗状況や事業の心配事などがあれば、相談に乗るといった形で審査会が関わっています。翌年度の計画についても触れるので、事業を実施しながら改善点などについてフォローアップを行い、次年度に向けて対応を行っています。

#### ○山田委員長

事業を実施しながら改善点等を確認しながら次年度事業に活かすというのは一つの方法だと思います。事務局としては、こういった部分の変更は可能でしょうか。

#### ○事務局

そうですね。大枠としてはフォローアップを設けるといった方向でまとめて行きたいとは思いますが、フォローアップ期間のタイミングや長さなどについては工夫の余地があると感じますので、その部分は募集要項の確定に向けて変更可能です。

また、複数年度にまたがる補助については、単年度会計の原則に則って、継続費や工事のような特殊な会計報告を採用していないので、お約束はできないと感じます。もちろん申請書の中で3年間にわたってこのような計画を考えているといったものについて、長期的な目線を取り入れた申請は可能かなと考えます。

中間報告については、団体によって事業の実施時期が異なることもあるので報告内容に濃淡が出てくると感じます、例えば今年度の補助団体である、わんにゃんマルシェさまについては、昨年度は3月にイベントを実施されましたので、その部分については検討の余地があると考えます。

#### ○山田委員長

そうですね。そういった団体さんについては、中間報告書として報告をまとめることは難しいと思いますが、例えば一緒に活動している他の団体さまなどの感想や意見は聞けると感じますので、その部分を上手く拾うことが出来れば、委員会としても評価できるかもしれませんね。

#### ○事務局

事業の性質にもよると感じますが、わんにゃんマルシェさんのイベントなどであれば職員が現地に行って、会場の雰囲気を感じたりすることは可能です。一方、ふらっと南湖さんの居場所作りのような活動については、毎回参加するという事は難しいかもしれません。活動によって、市などの伴走者のコメントを入れられる団体もあれば、入れられない団体もあるといった印象でしょう。

か。

○山田委員長

ありがとうございます。内容については要検討となりますが、1年間のフォローアップ期間を設けることについて、ご質問ありますでしょうか。また、その他アイデア等ございましたらお願いいたします。

そうしましたら事務局に質問ですが、例えば、少し大胆な変更になるかと思いますが、フォローアップ支援については1、2回目の連続申請を認め、その後1年間のフォローアップ期間を挟み、3回目の申請を行うといった形の変更等も可能でしょうか。

○事務局

可能です。団体さまの方で2年連続でのフォローアップ支援を希望するといった場合、もちろん審査を踏まえてということになりますが、事業の連続性にも対応できることとなりますので、そのようなご意見も踏まえて再度検討していければと思います。

○山田委員長

そういたしますと、財源が減少している中でもフォローアップを踏まえたより良い事業に対して補助金を交付できるといった利点や、ステップアップ支援の1、2年目を連続して申請できることは団体の成長につながるといった利点がありますので、制度変更の狙いは達成できるのかなと感じます。

○事務局

ありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえて、一度検討させていただきます。

○山田委員長

それから、1年間のフォローアップ期間と言うことですが、例えば、事業を進めながら中間評価を行うといったことは、事務負担的に難しいのでしょうか。

○事務局

検討の余地はあるかと思いますが、中間評価を行うとなると、補助団体の数やわんにゃんマルシェさんのような年度末にイベントを行う団体によって事務的な負担は変わってくるので、想定される事務量が見えにくいのですが、可能な限り柔軟に対応したいと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○坂田委員

ステップアップ支援は最長3年で、1年だけの申請でも良いし、2年間受けることもできるといったことをもう少し分かりやすく募集要項で説明しても良いと思います。

○市川委員

スタート支援については、支援を受けた翌年度にフォローアップを受けるというのは非常に良いと感じます。一方でステップアップ支援を受ける団体については、スタート支援を受けてフォローアップを経験した団体と、団体設立から2年以上経過しており、スタート支援を受けずにステップアップ支援から補助申請を行う団体があります。後者のような団体に対するフォローアップの必要性について、非常に悩ましいと感じます。

○原田委員

フォローアップは、市と市民活動サポートセンターと一緒に伴走支援をして団体の成長につながりますということをもう少し分かりやすく丁寧に募集要項に落とし込めると良いと思います。

○山田委員長

そうですね。フォローアップに関して、もう少しキーワードというか、細かい部分は説明会で話しますといった文章を添えたり、市民活動サポートセンターで資料を配付する際に説明したりする等、見せ方を工夫する必要があるそうですね。他に何かございますでしょうか。

○加賀妻委員

資金面で苦勞されている団体さまも多くいらっしゃるのかなと思いましたので、市民のためになる事業に対しては、何か柔軟な対応ができれば良いと思いました。

○山田委員長

1回目の支援を受けた翌年度にフォローアップ期間を設定するといった形が整理しやすいでしょうか。2回目の支援を受けたい場合は、フォローアップ期間で実施したことを踏まえて申請していただく。スタート支援から補助を受けた団体については、ステップアップ支援を受ける前に市と市民活動サポートセンターとのネットワークを構築してからステップアップ支援の申請をしていただく。ステップアップ支援については1回目と2回目を連続して受けられることとし、3回目を受ける前にもう一度フォローアップを受けていただく。また、ステップアップ支援から受けた団体については、フォローアップ期間を経て、2回目と3回目のステップアップ支援を連続して受けていただければ、団体の成長につながるのではないのでしょうか。

フォローアップについては、これまでも実施してきましたが、市民活動げんき基金補助事業を受けていることで、会議室を借りやすくなったり、市の広報紙に事業の情報を掲載したりすることで、参加者の裾野が広がり、事業の拡大につながっていきます。今回のフォローアップは、これまで以上に市と市民活動サポートセンターで団体のサポートを行うことで、より一層、団体が成長できるのではないのでしょうか。1年間、市からの補助金は止まってしまうますが、資金面以上に運営面等でのメリットが生まれてくるのではないのでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえて、次回の市民活動推進委員会で事務局案をお示しいたします。

○山田委員長

それでは議題の1番につきましては、変更点がいくつかあるので、4ページの部分については引き続き議論していきたいと思います。続いて5ページです。こちらについては市の他の補助金との整理に関する部分なので、追記してよろしいでしょうか。それから6ページは補助対象となる事業期間についてですが、こちらについては委員会としても補助の対象となる期間をわかりやすく明記してほしいだったので、変更していただく形でよろしいでしょうか。そして、12ページに進んでいただいて、こちらは、プレゼンテーションの際に活動内容や目的などを中心に説明する準備をしていただくための資料となります。団体概要は申請書でわかるので、発表の際は簡単に説明いただいて、事業内容などについてはしっかりと説明いただくという形で説明のウエイトを示していただいたものとなります。こちらの変更案についてもよろしかったでしょうか。それから14ページですが、こちらについては、委員会の希望としては、できるだけ点数の項目を集約して、点数もシンプルにして、わかりやすいコメントをしていくといった変更点になります。こちらについてはご質問ございますでしょうか。項目の中で公益性の部分にウエイトが置かれていますので、スタート支援を受け

る団体などに対しては、説明会などでお伝えいただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。一点補足となります。画面共有させていただいている採点方法について、今までの運用ですと、委員の皆さまが採点した最上位の点数と最下位の点数を除いて平均点を算出していましたが、令和5年度の募集要項から、最上位と最下位を含めた形で平均点を算出して、順位を付けたいといったことを提案させていただきます。

○山田委員長

はい。項目や点数の変更がありますので、全ての委員の点数が反映された方が良いといった提案になりますが、こちらについては皆さまいかがでしょうか。特にないようでしたら、次回からこの方法で審査をしていきたいと思います。

○山田委員長

その他14ページの内容については、ご質問などいかがでしょうか。ないようでしたら次は記入例のページになります。こちらは団体が記入しやすいように具体例などを追記しています。団体概要書については1ページ以内、事業計画書については3ページ以内に収まるように変更しています。こちらについてご質問ご意見はありますか。この場でご意見が出なくても改めて気づいた点などございましたら、後日事務局までお知らせ下さい。

主な変更点の確認は以上となります。全体を通して、委員の皆さまからご意見ご質問はございますでしょうか。募集要項の4ページの部分は、今回大きく変更案が出た部分となりますので、本日は決定ではなく、引き続き継続して次回の委員会でも議論させていただければと思います。

○事務局

皆さまご貴重なご意見どうもありがとうございます。本日発言できなかった部分や改めてお気づきの点などがございましたら、10月10日までに事務局までご連絡いただけますでしょうか。本日はいただいたご意見と合わせて次回の委員会の資料を作成いたします。

○山田委員長

はい。そうしましたら、皆さまそれぞれ1週間ぐらいで、お気づきの点があれば事務局までお伝えください。よろしく願いいたします。その他の部分で事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

特にありません。引き続き次回の委員会でも、募集要項についてお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山田委員長

最後に何か委員の皆さまからございますでしょうか。特にないようでしたら、これにて第4回市民活動推進委員会を閉会いたします。皆さま本日は誠にありがとうございました。